

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和7年12月25日（木）

#### 3 監査実施期間

令和7年11月14日から令和7年12月25日まで

#### 4 監査の概要

##### （1）対象所属

環境部

・環境保全課（富山靈園を含む）

教育委員会事務局

・学校保健課（南学校給食センター、北学校給食センターを含む）

・埋蔵文化財センター

・市民学習センター

・図書館

・科学博物館

・郷土博物館

##### （2）対象期間

令和6年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

#### (1) 環境部 環境保全課

- ア 大沢野斎場について、条例に定められた休場日は、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができるとしているが、変更にかかる手続きを行うことなく休場とした日があったため、改善を図られたい。
- イ 契印について、備品台帳及び物品現在高調書に記載されていなかったため、改善を図られたい。
- ウ 超過勤務を実施した際、庶務事務システムで実施前に命令申請により所属長の決裁を受けた後に、実施後に実施申請により決裁を受けるべきところ、実施申請を行わなかったことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

#### (2) 教育委員会事務局 学校保健課

- ア 過誤払となった委託料の戻入について、相手方に交付する返納通知書の返納期限は通知書発行の日から 10 日以内とされているところ、10 日を超えているものが見受けられたため、改善を図られたい。
- イ 就学時健康診断等に従事するためにその実施日のみ委嘱されている学校医への報酬について、年額により支給される基本額は日割りで計算し支給しなくてはならないところ、支給されていなかったため、改善を図られたい。

ウ 故障で使用できない状態となっていた備品について、棄焼却の手続が行われていないにもかかわらず、備品台帳に払出しの記録を行っていたため、改善を図られたい。(北学校給食センター（洗濯乾燥機）)

エ 備品台帳に記載していない備品が見受けられたため、改善を図られたい。(南学校給食センター（計量器・測定用機器）)

### (3) 教育委員会事務局 埋蔵文化財センター

ア 富山市北代縄文広場管理運営委託において、次のとおり不適切な事例が見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 仕様書において具体的な業務内容が示されておらず、委託業務の範囲や委託料の積算根拠が不明確な状態となっていたため、委託料から支出されているボランティアへの報償費や消耗品費等について、委託業務に係る経費と委託業務外の自主的な事業に係る経費との区分が明確になっていなかった。

(イ) 施設を占用し、自主的な事業を実施する場合は、行政財産の目的外使用許可に係る手續が必要となるところ、条例には規定のない施設の使用申請を受け、承認していた。

(ウ) 受託者から提出された委託料の収支決算書を業務完了報告書として取り扱っているが、実施業務についての報告が記載されておらず、適切な履行確認ができない状態となっていた。また、文書管理システムによる履行確認の起案が行われていなかった。

イ 富山市北代縄文広場を占用する場合は、行政財産の目的外使用許可に係る手續が必要となるところ、条例には規定のない施設の使用申請を受け、承認していたため、改善を図られたい。

### (4) 教育委員会事務局 図書館

ア 超過勤務を実施した際、庶務事務システムで実施前に命令申請により所属長の決裁を受けた後に、実施後に実施申請により決裁を受けるべきところ、実施申請を行わなかったことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。

イ 市内出張旅費の支給において、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 勤務地から片道2キロメートル以上の場所に出張した場合、勤務地から用務地にかかる交通費の実費を上限として支給すべきところ、自宅から用務地までに要した交通費の実費を支給したことにより、過大支給となっているものが見受けられた。

(イ) 用務の開始時間又は終了時間の都合により、勤務公署を経ずに自宅から用務地又は用務地から自宅へ出張した際の当該経路にかかる旅費について、通勤手当と重複しているとして支給されていないものが多数見受けられた。

(5) 教育委員会事務局 科学博物館

ア 行政財産目的外使用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたため、改善を図られたい。

(6) 教育委員会事務局 郷土博物館

ア 敷地内占用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

イ 日額と定められた附属機関の委員報酬について、職務従事後 10 日以内に支払われていないものが見受けられたため、改善を図られたい。

ウ 本丸亭の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 開館時間外の申請であるにもかかわらず、規則に定められた開館時間の変更にかかる手続を行わずに当該使用を承認していた。

(イ) 富山市郷土博物館条例施行規則において、使用者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに、使用承認書を添えて委員会に申請することとされているが、使用承認事項の変更が生じたときに、使用承認書を提出させておらず、条例施行規則に基づく処理が行われていなかった。

エ 公文書の発出に際し、文書の施行者名は、法令の規定により権限を有するものの職名及び氏名を用いるべきところ、当該権限を有しない職名で文書を発出しているものが見受けられたため、改善を図られたい。

オ 重要物品について、重要物品に関する調べに記載されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。